

件名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく施設の設置又は変更計画の概要
通報日	2016年8月12日
概要	<p>「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が改正され、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が公布されたことに伴い、これまで当社と再処理事業者との契約に基づき行われていた再処理等が、新設される認可法人（使用済燃料再処理機構）と再処理事業者の契約に基づいて実施されることとなるため、設置許可申請書本文八号「使用済燃料の処分の方法」について、全号機を対象として原子炉施設の設置変更許可申請を行う。</p>